平成２３年（フ）第１５１号
北海道釧路郡釧路町柏東４丁目45番地
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１５４号
北海道釧路郡釧路町柏西３丁目65番地
債務者　石塚ふさよ（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８０７４号
東京都北区上中里１丁目47―34―202
債務者　奥井彌榮子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０９２号
東京都足立区日ノ出町32―14―２号室
債務者　松岡　智子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１６９号
千葉県市川市新井３丁目21―20―203
債務者　松岡　章子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２０１号
埼玉県新座市新堀１丁目12―５
債務者　大西たか子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２０２号
東京都大田区久が原１丁目６―12―201
債務者　十亀千賀子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２０７号
神奈川県川崎市川崎区藤崎２丁目12―６
債務者　五百川利惠
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２０８号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1902―６
債務者　牧　　英子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２０９号
千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目10―13―203
債務者　山際　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２１０号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目21―１　ウラベハウスＢ
債務者　三浦　理絵
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２３７号
東京都葛飾区西新小岩３丁目30―21―102
債務者　齊藤　利也
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２５１号
東京都世田谷区船橋１丁目28―10―101、住民票上の住所埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目557―１―103
債務者　蔵田　英樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２５８号
東京都板橋区坂下３丁目21―８―101
債務者　平井　直樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２６９号
東京都練馬区旭丘１丁目57―11
債務者　重住　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部